うきは市空き家リフォーム事業費補助金

うきは市では、市内にある空き家の有効活用と新たな定住者等への支援を図る ため、空き家のリフォームを行う方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。



補助対象住宅(①、②の条件の両方を満たす住宅が対象となります)

- ①市内にあり、現在住居として利用されていない中古の戸建て住宅であること
- (ただし、賃貸目的で建設されたものは除く)
- ②売買契約または賃貸契約が成立して 2年以内であること

申請ができる人 (①~③の条件をすべて満たす方が対象となります)

- ①補助対象住宅を借りる人または買う人
- ②リフォーム工事完了日から起算して 10 年間、家の適正管理・有効活用に努めること
- ③申請者とその世帯員に市税等の滞納がないこと

補助対象事業

うきは市内に本店・支店等のある建築工事関連業者が実施する住宅の台所、浴室、便所、洗面所、内装、 外壁、屋根等のリフォーム

- ※外構、車庫、倉庫、ガーデニング等のリフォームは補助対象外です。
- ※交付申請年度2月末日までのリフォーム完了・完了報告書の提出が必要です。

補助金の額

リフォーム経費の **5割** (上限 30 万円・50 万円・100 万円のいずれか)

※ほかの補助制度と併用して申請する場合は、 経費から補助額を控除して計算します。

申請者	地区	限度額
移住者	姫治地区	100 万円
	姫治地区以外	50 万円
移住者以外	一律	30 万円

申請の方法

リフォーム工事に着手する前(工事開始 1 か月前までに)に申請書・添付書類を下記窓口に提出してください。申請書は窓口またはうきは市ホームページから取得できます。

※警察・県庁等の確認を行ったのち、交付決定通知を発送しますので、それ以降の工事着手となります。 ※受付は先着順になり、予算の額に達した場合は受付を終了します。

申請窓口・問い合わせ先

うきはブランド推進課 地域振興係

Tel 76-9059 FAX 77-5557 mail: brand@city.ukiha.lg.jp